

## 大学コンソーシアム八王子単位互換制度について

「大学コンソーシアム八王子」は、地域の特性を活かし、大学・市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働し、大学・学生・市民の皆さんにとって、よりいっそう魅力ある学園都市をめざして、2009年4月に設立されました。

大学コンソーシアム八王子の多彩な事業展開のなかに単位互換事業があり、以下の大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）では、相互の協力・交流・連携を推進し、教育の活性化と充実に資するとともに、学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として、単位互換協定を締結しました。これらの大学等に在籍する学生は、所属以外の大学等で開講する授業を、履修料等免除で受講し、試験等に合格すれば単位を修得することができます。

多摩美術大学、東京工科大学、創価大学、サレジオ工業高等専門学校、ヤマザキ動物看護大学、東京家政学院大学  
東京工業高等専門学校、山野美容芸術短期大学、東京造形大学、東京純心大学、杏林大学、明星大学、工学院大学  
帝京大学、帝京大学短期大学、拓殖大学

## 出願手続きについて

### 1. 出願資格

「大学コンソーシアム単位互換協定」に加盟している大学等に在籍する学生は、所属大学等の許可があれば、誰でも受講資格があります。ただし、単位認定可能な科目の種類や単位数の上限、或いは出願する科目が卒業要件として認められるかなどは、所属大学等によって異なります。詳細は所属大学等で開催されるガイダンスや担当窓口で確認をしてください。

また、受入れ大学等と所属大学等の講義時間帯及びキャンパス間（八王子市学園都市センターを含む）の移動時間を十分考慮して申請してください。

4年生は卒業必要単位数の確保が十分に見込まれ、単位互換の対象となる単位を卒業所要単位としない、いわゆる余剰単位として修得する学生が出願してください。

### 2. 出願期間

出願期間は、所属大学等がそれぞれに定めていますので、それに従ってください。

【注意】① 出願期間は、所属大学等での通常の授業科目の履修登録期間とは異なることが多いので、必ず担当窓口を確認してください。

② 大学等によっては、後期開講科目であっても、前期の履修登録期間内に出願受付を行うことがあります。

③ 集中講義（夏季または冬季）については、別途出願期間を設けることがあります。この場合は、所属大学等において掲示などによりお知らせします。

### 3. 出願書類提出場所

「単位互換履修申請書」に必要事項を記入の上、所属大学等の担当窓口へ提出してください。受入れ大学等につき1部ずつ記入してください。

### 4. 履修許可

提出した申請書は、所属大学等から受入れ大学等に送付されます。出願者多数の場合は選考を行い、結果は所属大学等を通じて出願者に通知されます。正式な履修許可の後に、はじめて授業に出席する場合は、当日の授業開始15分前までには受入れ大学等の担当窓口へ申し出て、指示に従ってください（受入れ大学等によって、「単位互換履修生証」・学事日程・キャンパスマップなどを配布したり、別途手続きを必要とすることがあります）。この手続きを経ない場合は受講できなくなることもありますので、注意してください。

許可を受けた履修科目の変更または取消しは、原則として認められません。

なお、出願期間を超えていなければ、申請書を提出する前に授業に出席することは可能です。ただし、その場合は必ず事前に所属大学等の担当窓口申し出て、受入れ大学等の許可を受けなければいけません（許可なく他大学等の授業に出席することは認められません）。

## 受入れ大学等での身分、単位互換履修生証

### 1. 受入れ大学等での身分

受入れ大学等においては、単位互換履修生（大学等によって呼称は異なる）として扱われます。受入れ大学等の諸規則を守ることが求められますので、一個人に留まらず、所属大学等の代表であることを十分に自覚して、この単位互換制度を通して大学等間の交流が円滑に推進できるよう、協力をお願いします。

### 2. 単位互換履修生証

単位互換履修生であることを証する「単位互換履修生証」は、受講を許可された場合に、受入れ大学等から発行されます。ただし、八王子市学園都市センターで行う授業又は遠隔授業の履修者に対しては、交付しません。

「単位互換履修生証」は、受入れ大学等に入構する際や図書館等の施設を利用する際、あるいは定期試験を受験する際など、提示を求められる機会がありますので、所属大学等の学生証と一緒に常に常に携帯してください。

なお、記載されている有効期限が切れたとき、または有効期限内であっても、「単位互換履修生証」を使用しなくなったときは、すみやかに受け入れ大学等または所属大学等の担当窓口返却してください。

## 授業・試験

### 1. 授業

休講、補講等の授業に関する通知は、受入れ大学等が通常その大学等の学生に対する方法により行いますので、各自の責任において確認してください。ただし、緊急に通知する必要がある場合は、所属大学等に通知することがあります。

ストライキ、事故、災害等に伴う授業の取扱いは、受入れ大学等の定めるところによります。

### 2. 試験

試験は、受入れ大学等の定めるところの方法により行います。試験の日程等に関する通知は、受入れ大学等が通常その大学等の学生に対する方法により行いますので、各自の責任において確認してください。

受入れ大学等の試験と所属大学等の試験の日時が重複した場合、あるいは受入れ大学等の試験と所属大学等の授業又は補講の日時が重複した場合は、必ず前もってその旨を所属大学等に相談してください。

病気等により試験を欠席したときは、受入れ大学等の定めにより追試験を受験を認めることがあります。この場合において、追試験の対象とする欠席理由、手続き、手数料等追試験に関し必要な事項は、受入れ大学等の定めるところによります。

不合格となった場合の再試験等はいりません。

## 成績評価・単位認定

### 1. 成績

成績は、所属大学等から通知します。

成績評価は、所属大学等の成績評価基準及び表示方法（A・B・C・Dなど）に置き換えて認定します。成績評価に関する質問がある場合には、受入れ大学等の定めにより行います。

## 2. 単位認定

単位認定科目の名称は、受入れ大学等における科目名とします。ただし、所属大学等によって、類似科目に読み替え、又は別の科目名称を設ける場合がありますので、出願前に所属大学等に確認をしてください。

この制度による他大学等での履修及び成績に関する証明は、原則として受入れ大学等では行いません。

## 履修料等

単位互換履修生の履修に係る履修料等については、免除されます。

ただし、教材費等が必要な場合には、実費を徴収されることがあります。